

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（課税物件） 第一条（省 略） 一・二（省 略） 三 令和三年六月二十四日から令和十三年七月七日までの期間 2・3（省 略） （税率） 第二条（省 略） （提出書類） 第三条（省 略） 2（省 略） （関税法の適用） 第四条（省 略） （還付の計算期間等） 第五条（省 略）	（課税物件） 第一条 同 上 一・二 同 上 三 令和三年六月二十四日から令和八年六月二十三日までの期間 2・3 同 上 （税率） 第二条 同 上 （提出書類） 第三条 同 上 2 同 上 （関税法の適用） 第四条 同 上 （還付の計算期間等） 第五条 同 上